

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国経済は、コロナ禍を経て緩やかな回復基調にあるものの、円安や資源価格の高騰によるコスト増、さらには世界経済の不透明感が事業活動に深刻な影響を及ぼしています。

とりわけ、固定資産評価額が極めて高水準にある千代田区においては、区民が依然として固定資産税及び都市計画税の重い負担を強いられています。加えて、区内の中小企業・小規模事業者は、売上の不安定さに加え、インボイス制度導入による負担増により、事業の継続すら危ぶまれる厳しい経営環境に置かれています。

このような状況下にあっても、安心して住み、働き続けたいと願う区民の負担軽減を求める声は切実です。こうした声を受けて、千代田区は、長年にわたり、区民・町会・事業者と区議会が一体となり、固定資産税の大幅な減税を強く要望してまいりました。

一方、東京都においては、地方税法に基づき認められる裁量を最大限に活用し、固定資産税及び都市計画税の軽減措置として、独自の特例を講じています。しかしながら、特別区は大都市圏として地価水準が依然として高く、住宅コストのみならず税負担も増大している現状に鑑みれば、これらの特例措置が廃止された場合、区民に及ぼす経済的・心理的影響は甚大であり、計り知れないものがあります。

よって、千代田区議会は東京都に対し、納税者が真に納得し得る税負担となるよう、固定資産税及び都市計画税の制度改革を国へ積極的に働きかけるとともに、下記の事項について強く要望するものです。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以後も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以後も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和8年度以後も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月9日

千代田区議会議長 秋谷 こうき

東京都知事 小池百合子 殿